

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年3月31日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第42号

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則
香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前					
別表4（第3条、第4条関係） 小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項 1～4 略				別表4（第3条、第4条関係） 小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項 1～4 略					
5 県税事務所				5 県税事務所					
関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分		関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等				所長等	課長等
1 地方税法関係事務（地方 法人特別税等 に関する暫定 措置法に係る 事務を含む。） 法…地方税法 政…地方税法 施行令 条…香川県税 条例 規…香川県税 条例施行 規則	(1) 督促状又は納付若しくは納入の催告書を 発すること。（法11条2項、66条1項、71条 の17第1項、71条の38第1項、71条の58第1 項、72条の66第1項、73条の34第1項、74条 の25第1項、92条1項、134条1項、144条 の49第1項、165条1項、198条1項、 700条の64第1項）	略			1 地方税法関 係事務（地方 法人特別税等 に関する暫定 措置法に係る 事務を含む。） 法…地方税法 政…地方税法 施行令 条…香川県税 条例 規…香川県税 条例施行 規則	(1) 督促状又は納付若しくは納入の催告書を 発すること。（法11条2項、66条1項、71条 の17第1項、71条の38第1項、71条の58第1 項、72条の66第1項、73条の34第1項、74条 の25第1項、92条1項、165条1項、198条 1項、699条の23第1項、700条の36第1項、 700条の64第1項）	略		
	(2)～(4) 略				(2)～(4) 略				
	(5) 滞納者の財産について、金融機関等に照 会すること。（法48条1項、68条6項、71条 の19第6項、71条の40第6項、71条の60第6 項、72条の68第6項、73条の36第6項、74条 の27第6項、94条6項、136条6項、144条 の51第6項、167条6項、200条6項、 700条の66第6項、国税徴収法141条3号）	略			(5) 滞納者の財産について、金融機関等に照 会すること。（法48条1項、68条6項、71条 の19第6項、71条の40第6項、71条の60第6 項、72条の68第6項、73条の36第6項、74条 の27第6項、94条6項、167条6項、200条 6項、699条の25第6項、700条の38第6項、 700条の66第6項、国税徴収法141条3号）	略			
	(6)～(11) 略				(6)～(11) 略				
	(12) 法人税に係る確定申告書の提出期限の延 長等の届出を受け、並びにその旨を関係都道 府県知事及び関係市町長に通知すること。（ 法53条50項から53項まで）	略			(12) 法人税に係る確定申告書の提出期限の延 長等の届出を受け、並びにその旨を関係都道 府県知事及び関係市町長に通知すること。（ 法53条45項から48項まで）	略			
(13)～(26) 略				(13)～(26) 略					
(27) 軽油引取税の特別徴収義務者としての証 票を交付し、又はその返納を受けること。（	略			(27) 自動車税の納税義務者を変更すること。 （法145条1項・2項）	○			○	
				(28) 自動車税の賦課徴収について、納税義務 者に対し必要な報告を求めること。（条90条 4項）	○			○	
				(29) 軽油引取税の特別徴収義務者としての証 票を交付し、又はその返納を受けること。（	略				

法144条の16第1項・4項)			
(28) 特約業者又は石油製品販売業者から営業の開始、休止又は廃止の届出を受けること。(法144条の34第1項)	略		
(29) 特約業者又は石油製品販売業者から販売契約の締結等の届出を受けること。(法144条の34第2項)	略		
(30) 免税軽油使用者の免税軽油使用者証の書換えを行うこと。(政43条の15第5項)	略		
(31) 免税軽油使用者の免税軽油使用者証又は免税証の返納を受けること。(政43条の15第6項・11項)	略		
(32) 免税証の交付申請に係る届出書の写しを申請者に交付すること。(政43条の15第13項)	略		
(33) 軽油引取税の特別徴収義務者の登録をし、登録の変更をし、又は登録を消除すること。(条79条1項・3項から5項まで)	略		
(34) 自動車税の納税義務者を変更すること。(法145条1項・2項)	○		○
(35) 自動車税の賦課徴収について、納税義務者に対し必要な報告を求めること。(条90条4項)	○		○
(36) 略			
2・3 略			

6～31 略

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

法700条の12第1項・4項)			
(30) 特約業者又は石油製品販売業者から営業の開始、休止又は廃止の届出を受けること。(法700条の22の4第1項)	略		
(31) 特約業者又は石油製品販売業者から販売契約の締結等の届出を受けること。(法700条の22の4第2項)	略		
(32) 免税軽油使用者の免税軽油使用者証の書換えを行うこと。(政56条の7第5項)	略		
(33) 免税軽油使用者の免税軽油使用者証又は免税証の返納を受けること。(政56条の7第6項、56条の8第5項)	略		
(34) 免税証の交付申請に係る届出書の写しを申請者に交付すること。(政56条の9第1項)	略		
(35) 軽油引取税の特別徴収義務者の登録をし、登録の変更をし、又は登録を消除すること。(条104条の2第1項・3項から5項まで)	略		
(36) 略			
2・3 略			

6～31 略